株式会社エクシード

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、また、全ての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りながら働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間：令和３年３月１日　から　令和８年２月２８日までの　５年間

２　内　　容：

目標１　育児休業取得率を男性社員は 40%以上、女性社員は 100%とする。

【目標を達成するための方策】

令和　３年　３月～　・育児休業制度の周知を図り、男女ともに安心して育児休業を取得できるよう、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

・配偶者が出産した男性社員（と出産予定の女性社員）に対して上司から育児休暇の取得をすすめる等、育児休業を取得しやすい職場環境の整備をしていく。

令和　３年１０月～　・社内研修開催検討。

目標２　令和８年２月までに所定外労働を削減するための措置を実施する。

【目標を達成するための方策】

令和　３年　３月～　・会社全体で長時間労働から脱却した働き方、および業務効率化に向けた更なる意識改革を進める。

・互いに助け合う職場風土の醸成。

・所定外労働削減のための制度の検討。

目標３　社員一人当たりの有休取得率 80%以上を継続する。

【目標を達成するための方策】

令和　３年　３月～　・有休取得日数が少ない社員に対しては、休暇取得奨励または取得命令をおこなう。

・管理職が率先して有給休暇を取得するなど、取得しやすい環境づくりを継続しておこなっていく。